

令和2年4月28日（火）

第4回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 令和2年4月28日(火) 午前10時
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 倉部 俊治 委員 長谷川浩子  
委員 足立 俊弘 委員 蒲田 知子  
委員 村松 弘康
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員  
教育総務部長 丸 智彦 生涯学習部長兼鳥の博物館長 木下登志子  
生涯学習部次長兼公民館長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長 菊地 統  
総務課長 森田 康宏 生涯学習部参事兼文化・スポーツ課長 小林由紀夫  
学校教育課長 鈴木与志実 教育研究所長 遠藤美香  
指導課長兼小中一貫推進室長兼少年センター長 戸塚美由紀
6. 欠席事務局職員 な し

## 午前10時02分開会

○倉部教育長 ただいまから令和2年第4回定例教育委員会を開会いたします。

日程に先立ち、申し上げます。今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議時間を短縮するため、議案等への質疑については事前の通告制をとりました。よって、事前に質疑の通告がない議案につきましては、質疑を省略し、直ちに採決へ進めさせていただきます。

---

### 会議録署名委員指名

○倉部教育長 日程第1、我孫子市教育委員会会議規則第31条の規定により、会議録署名委員を指名します。長谷川委員にお願いします。

---

### 議案第1号

○倉部教育長 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号、我孫子市学校施設個別施設計画策定委員会設置要綱を廃止する告示の制定について、事務局の説明を求めます。

○森田総務課長 それでは、議案の1ページ、議案第1号、我孫子市学校施設個別施設計画策定委員会設置要綱を廃止する告示の制定についてご説明します。

提案理由につきましては、我孫子市学校施設個別施設計画策定委員会設置要綱の目的である「我孫子市学校施設個別施設計画」の策定が終了したことに伴い、本要綱を廃止するため提案するものです。

告示の内容につきましては、2ページのとおりです。

今回廃止する我孫子市学校施設個別施設計画策定委員会設置要綱につきましては、先月の定例教育委員会でご承認いただきました「我孫子市学校施設個別施設計画」を策定するために設置された策定委員会に関する要綱となっています。計画の策定が終了し、策定委員会としての役目を終えたことから、本要綱

を廃止するものです。

以上で説明を終わります。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

---

○倉部教育長 議案に対する質疑の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。

議案第1号、我孫子市学校施設個別施設計画策定委員会設置要綱を廃止する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

---

#### 議案第2号

○倉部教育長 続きまして議案第2号、我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。

○遠藤教育研究所長 我孫子市教育支援委員会委員の一部委員が任期途中の人事異動により欠員になるため、我孫子市教育支援委員会条例第3条に基づき、我孫子市教育支援委員会委員を委嘱するため、提案するものです。

委嘱人数に関しては4ページに書かれています。ご参照ください。

以上です。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

---

○倉部教育長 議案に対する質疑の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。

議案第2号、我孫子市教育支援委員会委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

---

### 議案第3号

○倉部教育長 続きまして議案第3号、我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。

○遠藤教育研究所長 我孫子市教育支援委員会専門委員の任期が満了するため、我孫子市教育支援委員会条例第7条に基づき、我孫子市教育支援委員会専門委員を委嘱するため提案するものです。

委員に関しては7ページから名前が載っておりますので、ご参照ください。

以上です。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明は終わりました。これより質疑を許します。

○長谷川委員 我孫子市教育支援委員会専門委員の人数について、昨年度は32人だったと記憶していますが、33人になったのは、どの所属、どの専門の方が増えたのでしょうか。そもそも定員があったのかもあわせてご説明をお願いいたします。

○遠藤教育研究所長 増えた職員に関しては、研究所の心理相談員が1名増加しています。定員に関しては、専門委員についての規定等はございません。以上です。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。

○倉部教育長 それでは、ほかにないようですので、議案に対する質疑を打ち切ります。

---

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第3号、我孫子市教育支援委員会専門委員の委嘱について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

---

#### 議案第4号

○倉部教育長 続きまして議案第4号、我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局の説明をお願いします。

○戸塚指導課長 資料10ページ、議案第4号、我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定についてです。

提案理由は、湖北白ばら幼稚園の認定こども園への認可・認定変更に伴い、別表第1の構成機関名を変更するため、提案するものです。

11ページに改正前、改正後、13、14ページに別表第1がありますが、見ていただくとわかりますように、白ばら幼稚園が認定こども園湖北白ばら幼稚園に変更なります。よろしく願いいたします。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

---

○倉部教育長 議案に対する質疑の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。

議案第4号、我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第4号は可決されました。

---

## 議案第5号

○倉部教育長 続きまして議案第5号、我孫子市音楽用器材貸出し規程を廃止する訓令の制定について、事務局の説明を求めます。

○小林文化・スポーツ課長 15ページ、議案第5号、我孫子市音楽用器材貸出し規程を廃止する訓令の制定についてです。

提案理由ですが、貸し出し用の音楽用器材は、市内の音楽団体に譲渡しており、教育委員会では、現在、音楽用器材を所有していません。そのため、本規程を廃止するため提案するものです。

この音楽用器材に関しましては、市民会館ができた当時、教育委員会で所有していたものがあったのですが、市民会館廃止後、何年か保管し、その後、音楽団体3団体に譲渡し、現在は所有していません。

以上になります。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

---

○倉部教育長 議案に対する質疑の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。

議案第5号、我孫子市音楽用器材貸出し規程を廃止する訓令の制定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第5号は可決されました。

---

## 議案第6号

○倉部教育長 続きまして議案第6号、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の任命について、事務局の説明をお願いします。

○小林文化・スポーツ課長 17ページになります。議案第6号、我孫子市民

体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の委嘱についてです。

提案理由ですが、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の一部委員が任期途中の人事異動により欠員となるため、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会要綱第4条に基づき、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員を委嘱するため、提案するものです。

名簿につきましては18ページ、19ページです。ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

---

○倉部教育長 議案に対する質疑の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。

議案第6号、我孫子市民体育館及び有料公園施設等指定管理者選考委員会委員の任命について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第6号は可決されました。

---

#### 議案第7号

○倉部教育長 続きまして議案第7号、我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の制定について、事務局の説明を求めます。

○菊地生涯学習課長 20ページ、議案第7号、我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の制定についてご説明します。

提案理由は、我孫子市生涯学習推進本部設置要綱の廃止に伴い、我孫子市生涯学習推進委員会の組織、運営その他必要な事項を定めるため、提案するものです。

廃止する推進本部につきましては、市の生涯学習施策を統括、推進する目的で平成10年に要綱を定め、市長を本部長とし、庁議構成員をそのメンバーとして実施してまいりましたが、その後20年以上が経過し、生涯学習に係る取り組みが全庁的に浸透してきたことで、事業の効率化、見直しを図り、また新たに課長相当職を構成メンバーとした推進委員会設置要綱を定めました。施行日は5月1日を予定しています。

なお、これまでと同様に、重要な事項につきましては庁議において適宜審査、審議、報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

---

○倉部教育長 議案に対する質疑の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。

議案第7号、我孫子市生涯学習推進委員会設置要綱の制定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第7号は可決されました。

---

#### 議案第8号

○倉部教育長 続きまして議案第8号、損害賠償の額の決定について、事務局の説明をお願いします。

○木下鳥の博物館長 23ページ、議案第8号、損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

提案理由は、令和元年9月3日、我孫子市高野山589番地の4地先国道356号において職員が公用車で起こした事故について、賠償相手方と協議が調ったため、当該事故に係る損害賠償の額を定めるため、令和2年第2回定例会

(6月議会)の議案として上程されるよう市長に依頼するものです。

内容は、損害賠償額が人身損害、物件損害合わせて173万3,425円となっています。事故の概要は、こちらにあるとおりです。

以上です。

○倉部教育長 ありがとうございます。これより質疑を許します。

○村松委員 事故の概要を見る限り、公用車と乗用車の接触事故と思われます。損害賠償は自動車保険の適用範囲だと思われませんが、自動車保険の適用外で市の支出となるのであれば、理由をもう少し詳しくお願いします。

○木下鳥の博物館長 支出につきましては、全て自動車保険の適用内となっています。今回の事故の責任割合は、市側が90%、相手側が10%となり、この90%の金額が支出となっています。以上です。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。

○村松委員 はい。

○倉部教育長 ほかに質問はないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

---

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第8号、損害賠償の額に決定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第8号は可決されました。

---

### 諸 報 告

○倉部教育長 日程第3、諸報告を議題とします。

委員の皆様から事前に質問のありました新型コロナウイルス感染拡大防止対

策による休校中の対応について、一括して答弁を求めます。

○丸教育総務部長 よろしくお願ひいたします。

2月27日に安倍首相が国の専門家会議の提言を受けて、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について臨時休業を要請してから、約2カ月がたちました。学年末も学年始めもなく、学校に子どもがいないという状況で、私どももここまでやらなくてはいけないという危機的な考えを持っているところではあります。

通常校長会は月に1回の開催ですが、現在は、週に1回、校長会を設けており、今の子どもたちの状況や学習状況の把握などについて、情報を共有しているところではあります。また、校長会の中で、教育長から今は子どもの命を守る大切な時期だという話をさせていただいております。今後は、まず、休校中の子どもの心と体のケアをしっかりとしていかななくてはならない。その次は、やはり学習保障について、学校が再開されればきっと保護者からそういう話が沢山出てくると思っています。そこを見据えた中で考えをしっかりと決めていかななくてはならないと考えているところではあります。

それでは、質問について回答をしていきたいと思ひます。

現在、臨時休業要請が5月6日までという形では出ていますが、5月7日以降の対応や学校の再開に関しては、あさって30日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議がありますので、今現在も延長を含めて検討しているところではあります。そこで正式に決定されます。ただ、児童生徒、それから保護者の生活圏、通勤圏等を考えると厳しい状況なのではないかと考えております。

そうすると、今までずっと首を長くして待っていた、特に小学校1年生、中学校1年生の入学式、これも臨時休業要請が延長になれば、再延期という形では対応したいと思ひています。ただ、次の再々延期というのは今のところ教育委員会としては考えておりませんので、各学校長へ今理解を得ているところではあります。

ただ、何かしらの形で子どもたちに入学式にかわるものを経験させたいと思っています。

それでは、臨時休業中の対応についてご報告等をさせていただきます。

まず初めに、連絡方法及び連絡の周知徹底についてです。

市内の学校全体にかかわることについての連絡は、教育委員会で文書を作成し、スクールメールを通して同じ内容を流しています。スクールメールで連絡したことについては、ホームページ上にも載せるよう学校に依頼しています。ただ、ホームページへの掲載について、学校にばらつきがありましたので、周知徹底していきたいと考えています。

保護者への情報は、できるだけ早目に連絡したいと考えています。しかし、日々状況が変わる中で、不確定な情報を流すと、後で情報の修正ということがありますので、混乱を招かないよう、確定した情報のみを流すようにしています。

次に、児童生徒の学習指導及び生活等の状況についてです。

臨時休業前に児童生徒に対して、家庭での過ごし方や家庭学習について各学校で指導しています。臨時休業中の課題については、国、文部科学省より、各教科等において主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこととの通知がでています。我孫子市では、各学校で教科書にあわせて購入したドリルやワーク、教員が作成したプリントなどを使って、教科書を見ながら学習できる課題を出しています。また、児童生徒一人一人にIDを配布し、オンラインでドリル学習ができるようにしています。

また、今日の新聞等にもありましたが、県教委で各教科のオンライン学習を充実させていくということですので、その辺のことも周知していきたいと思っています。

次に、生活の状況についてです。臨時休業中、公園などで遊んでいる子ども

たちもおり、教育委員会や各学校で見回り活動をして、マスクの着用やうがい、手洗いの励行、不要不急の外出を避けるよう子どもたちに声かけをしています。臨時休業が長引く中で、保護者や子どもたちは、この状況がいつまで続くのかということ、学習の遅れを心配しています。今後、状況を見て、課題の確認日等を設けて個別指導をしていくことも考えています。全ての子どもたちに学習の保障ができるよう、教育委員会として支援してまいりたいと思います。

次に、家庭環境の不安定な児童生徒の対応に関してですが、心配のある家庭については、各学校より1週間に1度程度の電話連絡や家庭訪問などをして様子を確認しています。現在、深刻な状況については教育委員会に報告されていませんが、心配な家庭につきましては、市役所の子ども相談課と情報共有をして対応しているところです。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業のため中止や延期をした行事一覧をごらんください。

1点目が小学校にかかわる行事、2点目が中学校にかかわる行事、3点目が、教育委員会が主催・共催する行事です。このような行事を中止や延期にしなくてはいけないというのは、子どもたちのことを考えると本当にかわいそうで、本当に厳しい状況なのですが、今はやはり命を守ることが大切な時期ですので、子どもたちにも保護者の方にも理解をいただけるよう説明しているところです。

行事ではないのですが、これ以外に今考えているのは、水泳の授業です。水泳の授業に関しては、どうしても更衣室、着がえるところが密になってしまうということを考えると厳しいので、今、校長会でどうしようか検討しています。どちらかという今はなくす方向で考えているところです。ただ、中学校に関しては、小中体連の県の部活動の大会等がまだはっきりしませんので、その辺の決定を見ながら決めていきたいと思っています。

次に、夏季休業等についてです。本来は、夏季休業が7月21日から8月末

までですが、今年度5月6日まで学校が休業になった場合、17日間の授業日数がありました。4月と5月を合わせ、17日間です。この17日間を少しでも埋めるためには、夏季休業を短縮しなければならないということで、今現在考えているのは、8月1日の土曜日から8月20日の木曜日の20日間を夏季休業としたいと考えています。ただ、これも現時点での対応です。5月7日以降また休校の延長等が出た場合には、この辺のことも少し考えなくてははいけないと考えています。

次に、通知表に関してですが、中学校3年生の子どもたちと、中学校3年生を除く学年、これは小学校も入ります、この2つの対応を考えています。今現在、校長会の中で共通課題として詰めているところですが、中学校3年生に関しては、高校入試、調査書等がありますので、3学期間、しっかり今までどおりの通知表をつけていく方向で考えています。ただ、中学校3年生を除く学年に関しては、通知表を2回という形にするか検討しています。通知表を渡す日を10月1日と3月24日という2つの形で考えています。正式に決まり次第、保護者の方に通知したいと思っています。

次に、再開後の学校の対応です。これが保護者にとっては一番気になるところだろうと思います。とにかく保護者の不安は、クラスの児童数です。30人、38人、一番多い学校で今38人です。38人だと3密が防げないので、今のところは学級を2つに分けて、小学校は1日置きに登校、中学校は午前組と午後組として毎日登校する、学校再開後1週間後から給食再開等の案を考えています。またいろいろご意見等あると思いますので、今決めていることに関しては、委員の皆様からいろいろな意見をいただけるとありがたいと思っています。

私からは以上です。

○倉部教育長 ありがとうございます。皆さんから事前にいただいていた

質問に関して一括して今答えていただきました。今の答弁に対して何かご質問等あればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。——よろしいですか。

先ほど部長からも話がありましたが、次はコロナウイルス感染症対策本部会議が4月30日にあります。この会議によって、今後、我孫子市が休校を延長していくのかどうかということも、近隣の市町村の様子を含めながら決定していきたいと思っています。またその決定事項が確認次第、すぐにお伝えできるようにしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

それでは、特にないようですので、報告に対する質疑を打ち切ります。

事務報告及び事務進行予定については事前の通告がありませんでしたので、ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

次に、教育事業全般についてご意見または質疑があれば挙手をお願いします。——特に今回はよろしいですか。はい、わかりました。

教育事業全般について、ご質問はないものと認めます。

以上で諸報告に対する質疑を打ち切ります。

---

#### 請願第1号

○倉部教育長 日程第4、請願の審査を行います。

請願第1号、教育長及び教育委員の任命に際して考慮されている学歴と主たる経歴の公表を求めることについて。

請願の趣旨は、表題にあるとおり、教育長及び教育委員の学歴及び主たる経歴の公表を求めるものです。

請願書にもありますように、市の個人情報保護条例及び議案の提出方法に対する疑義から生じているものと思われます。議案の提出権のある市においての同様の案件としては、人権擁護委員会委員の選任同意、固定資産評価委員等の

選任同意がありますが、市の議案調整担当である政策法務室の見解は、個人情報保護の観点から、個人情報に係る個人の学歴及び経歴については公表せずの立場をとっています。ただし、議案を審議する議員に対してのみ必要最低限の学歴及び主たる経歴を議案資料として配付し、市民への公表は行っていません。このような状況の中で、教育委員会として自主的な公表を決定することは、他の委員への影響もあることから、慎重に検討すべきと考えます。

以上のことから、今回の審査においては、勉強会開催のため、一旦閉会中の継続審査にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 御異議ないものと認めます。よって請願第1号は閉会中の継続審査とすることに決定されました。

---